

教職企第2487号

平成31年3月27日

各府立学校 校長・准校長 様

教職員室教職員企画課長

特別休暇（危険回避休暇）の取扱いについて（通知）

標記について、別紙のとおり取り扱うこととしましたので、通知します。

【担当】

教職員企画課企画グループ 岸野・松村

直通電話 06-6944-9374

特別休暇（危険回避休暇）の取扱いについて

1. 承認にあたっての手順の変更

- 今後、教育委員会（教職員企画課）から学校長あての「当該特別休暇を付与する手続きを取っても差し支えない」旨の通知は行いません。

現 行	変更後
① <u>教育委員会（教職員企画課）から学校長あての「当該特別休暇を付与する手続きを取っても差し支えない」旨の通知をもって対応</u> ② 当該職員が特別休暇願提出（SSC） ③ 学校長・准校長が承認（SSC）	① 当該職員が特別休暇願提出（SSC） ② 学校長・准校長が承認（SSC）

2. 変更理由

- 近年の減災・防災の取り組み等を踏まえ、台風接近時等の刻々と変化する状況に、より即時的に対応するため

（事例）

- 各鉄道事業者による状況に応じた計画運休の実施
- 気象情報・交通状況等、詳細な情報の発信 等

3. 実施時期 平成31年4月1日

4. 対象及び根拠規定等

- (1) 正 規 職 員： 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第10条第1項第4号
- (2) 臨時的任用職員： 府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則別表（第6条関係）10
- (3) 大阪府立学校一般職非常勤補助員：
大阪府立学校一般職非常勤補助員の休暇の取扱要綱第2条第2項第6号
- (4) 非常勤若年特別嘱託員及び非常勤特別嘱託員：
非常勤若年特別嘱託員及び非常勤特別嘱託員取扱要綱7（1）①カ

※ 上記以外の非常勤職員については、所管課にお問い合わせください。

（参 考）

1. 危険回避休暇とは

- 天災その他の非常災害時において、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（一旦、出勤した後の退勤における危険回避）の特別休暇

2. 平成30年度実績

- 台風20号（平成30年8月23日 15：07通知発出）
- 台風21号（平成30年9月 3日 17：19通知発出）

教職企第2487号
平成31年3月27日

各市町村教育委員会
教職員人事主管課長 様

大阪府教育庁
教職員室教職員企画課長

特別休暇（危険回避休暇）の取扱いについて（参考送付）

標記について、別添のとおり取り扱うこととしましたので、参考までに送付します。

【担当】

教職員企画課企画グループ 岸野・松村
直通電話 06-6944-9374

《特別休暇（危険回避）に関するQA》

Q1 当該休暇を取得する場合、過去に教育庁から通知が出ていたかと思うが、現在はそれを待たず、校長の判断により休暇を承認してよろしいか。

A お見込みのとおり。災害の状況や交通事情等を総合的に判断して、休暇を承認してください。

Q2 出勤後、通常利用している交通機関（通勤認定されている路線）が計画運休となったが、他の交通機関を利用して迂回すれば帰宅できる場合、この休暇を取得できるか。

A 原則不可。本休暇は、通勤認定されている路線の運休だけではなく、他の交通機関等を利用して迂回しても帰宅できないことが見込まれる場合に、必要と認める時間を取得できる休暇です。

ただし、他の交通機関等を利用することで相当な支障が生じる場合には、個々の事情を勘案して判断してください。

Q3 子どもの保育園等が災害により、途中から臨時休園となった。私が子どもを迎えに行かなければならないが、この休暇を取得できるのか。

A 不可。本休暇は、職員本人の退勤途上における身体の危険を回避するため場合に取得できる休暇です。なお、本事例では、子の看護休暇も取得することはできません。

Q4 会計年度任用職員はどうか。

A 基本的な考え方は、常勤職員と同じになり、要件がある場合は取得可能です。